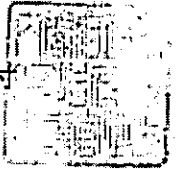




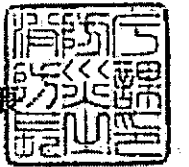
府政防第 1416 号
 消防災第 184 号
 平成28年12月26日

各都道府県防災担当主管部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（調査・企画担当）



消防庁国民保護・防災部防災課長



「平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」を踏まえた
 避難に関連する取組及び避難準備情報等の名称変更について

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、今年 8 月に岩手県岩泉町で発生した台風第 10 号がもたらした水害を教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策等について検討するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」（座長：田中 淳 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター教授）を設置し、議論を重ねてまいりました。

今般、本検討会の報告書を公表いたしましたので、関連資料一式を送付いたします。

本報告では、地域の防災力を総合的に高め、迅速かつ確実な避難行動がとれるように、国、地方公共団体、要配慮者利用施設の管理者及び住民自身が今後実施すべき取組について数多く取りまとめられています。

また、今回の水害では、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされており、本報告も踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、災害対策基本法第 56 条の市町村長による避難準備及び第 60 条の市町村長による避難勧告・指示について、ガイドライン上で規定されている名称を、以下の通り変更いたしました。

(変更前)		(変更後)
「避難準備情報」	→	「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」	→	「避難勧告」
「避難指示」	→	「避難指示（緊急）」



内閣府において、今後、上記の名称変更を含め、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）を来年1月に改定するとともに、関係省庁が連携し、本報告の内容を速やかに実行に移してまいります。

貴職におかれましては、本報告の内容及び新たな名称を貴都道府県関係部局及び管内市町村へ周知していただきますようお願いいたします。その際、要配慮者利用施設に確実に伝わるよう配慮をお願いいたします。

なお、本報告及びその検討状況等につきましては、内閣府防災情報のホームページ内の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」のページをご参照ください。

URL : http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2016.html

(添付資料)

- ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会
「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」
- ・ 避難情報の新たな名称と伝え方のイメージ

一式

<本件担当>

内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付

参事官補佐 多田 直人
主 査 吉松 直貴

TEL : 03-3501-5693 (直通)、FAX : 03-3501-5199

消防庁 国民保護・防災部 防災課

災害対策官 田中 克尚
総務事務官 森田 萌水

TEL : 03-5253-7525 (直通)、FAX : 03-5253-7535

台風第10号による岩泉町での被災の教訓を踏まえ、「避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方」、「要配慮者の避難の実効性を高める方法」、「躊躇なく避難勧告等を発令するための体制」について課題と対策の在り方を検討した。今後は、それらについて、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの記載の充実を図るとともに、地域の防災力を総合的に高め、迅速かつ確実な避難行動がとれるようにするための取組を、各主体が連携して推進していく必要がある。

市町村が避難勧告等の判断・伝達を検討するにあたって考えておくべき事項について、ガイドラインの記載の充実

- ガイドラインの本文に、主に以下の内容を追記
 1. 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方について
 - ・ 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
 - ・ 近年の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるように、平時から住民等に対してその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき避難行動について周知すること
 - ・ 地域での声かけ、川の映像情報等、住民の避難を促すための情報提供をすること
 2. 要配慮者の避難の実効性を高める方法について
 - ・ 要配慮者利用施設の災害計画は自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とすること
 - ・ 上記計画は、災害リスク情報の有無に関わらず作成することになっているが、浸水想定区域図等、より具体的なリスク情報が提供されている場合には、これを活用した実効性のある災害計画とすること
 - ・ 災害計画の実効性の確保や、避難訓練の確実な実施のため、それらの具体的な内容を定期的に確認すること
 3. 躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築について
 - ・ 災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先すべき業務とその優先順位を平時から明確化しておくこと。
 - ・ 全庁をあけて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような体制を構築すること
 - ・ いざという時に、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時時から構築しておくこと
 - ・ いざという時の伝達手段の充実を図ること
 - 上記について理解を深めるためのチェックリストや簡易パンフレット（雛形）の挿入
 - 上記に関する避難対策・防災体制の優良事例の共有
 - 「水害時における避難・応急対策の今後の在り方について（報告）」（平成28年3月）で提言された対策についても、ガイドラインに反映
- 例1. たとえ指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは外出が危険な状況であっても、災害が切迫した状況であれば原則として避難勧告等は発令し、屋内安全確保等のとるべき避難行動の選択肢を伝達することを推奨（指定緊急避難場所の迅速な開設のため避難所開設費用保険等の活用）
- 例2. 地域の安全は地域で守るという意識の下、地元市町村における避難勧告等の発令タイミングや指定緊急避難場所・避難経路等を理解し、地域住民が主体的に自らの地域の災害計画を立案することを推奨

台風第10号による岩泉町被災の教訓を踏まえ、地域の防災力を総合的に高めるため、大きく以下の3点で対応

制度に組み込む等により実効性を高める

- 要配慮者利用施設の開設時、定期的指導監査時における災害計画点検のルール化
 - ・ 要配慮者利用施設の災害計画に水害・土砂災害等への対応・取組が適切に記載されていることを、開設時、定期的指導監査において確認することを都道府県等へ周知
 - ・ 水害・土砂災害のリスクが高い区域における要配慮者利用施設の災害計画作成の徹底
 - ・ 要配慮者利用施設の災害計画の点検（そのためのマニュアルの作成）
- 要配慮者利用施設の災害計画作成や訓練実施について、全国の要配慮者利用施設の参考となるよう、関係省庁が連携し、現場において具体的な取組を実施
- 市町村が適時的確に避難勧告等を発令する体制づくりの徹底
 - ・ 地域の災害リスクに応じた避難勧告等の発令基準等となっているかについて、河川管理者や気象台の助言等をもとに点検（市町村による自己点検、都道府県等による点検）
 - ・ 災害時において優先すべき業務とその優先順位が明確化されているか、全庁的な対応体制となっているか等、市町村の防災体制を点検（同上）
 - ・ 専門知識や助言を得られる体制の構築（河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等からの助言、研修への参加）
 - ・ 市町村地域防災計画の修正の際に、上記について反映がなされているか、都道府県が確認

各主体が実行できるように、使い勝手の良い手引き等の作成と普及

- 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインをはじめ各種マニュアルの充実と研修や訓練等による定着
- わかりやすいダイジェスト版、点検等に使用するチェックリスト、いつも目にとるように壁貼版の作成と普及
- 避難対策・防災体制の優良事例の共有
- 自分の身は自分で守れるようにするため、平時からの災害リスク情報の周知や防災教育、避難訓練等による、住民や施設管理者への防災意識を高めるための取組の推進

いざという時に確実な行動に繋がる取組の充実

- 実務面での運用を考慮した上で、災害時の適切な行動に繋がるような避難準備情報の在り方の検討
- 避難勧告等を発令する際に市町村は必ず住民がとるべき避難行動をあわせて伝達することの徹底
- 機器やシステム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、可能な限り多様な手段での情報伝達
- 浸水想定や河川水位等の水害危険性の周知の促進や、そのための技術開発の継続的な実施及び簡易な方法での水位計測や流域雨量指数の活用検討